

建築物における衛生的 環境の確保に関する 事業の登録の手引き



宮 崎 市 保 健 所
保 健 衛 生 課

令和4年4月改正

は じ め に

この手引きは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」を主とした関連法規及び基準等に基づき作成しました。

登録申請書等を作成される際の参考にしていただければ幸いです。

目 次

1	趣旨	1
2	登録を受けられる業種	1
3	登録の申請	1
4	登録手続きの流れ	3
5	登録手数料	4
6	登録の表示	4
7	変更の届出等	5
8	登録の取り消し	5
9	報告、検査等	5

巻末 関連法規及び基準等とホームページアドレス

※ 手引き内の法令名略語表記

建築物における衛生的環境の確保に関する法律	法
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	規則
宮崎市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則	細則

1 趣旨

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録については、建築物における衛生的環境の確保に関する法第12条の2により定められた制度です。

ただし、この登録制度は、登録を受けた者以外の者は、登録を受けた旨の表示をすることはできないこととなっていますが、その業務を行うことについては何ら制限を加えるものではありません。

2 登録を受けられる業種（法第12条の2）

業 種	業 務 の 内 容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物内における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもを併せ行う事業

（注）建築物ねずみ昆虫等防除業の「人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」とは、ねずみや、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物をいい、シロアリ等のような建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しません。

3 登録の申請（法第12条の2）

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行いますが、宮崎市内で登録を受けるには、宮崎市長に、登録の申請を行うこととなります。また、登録の有効期間を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。

登録は、営業所ごとに行われるものであるため、登録を受けた営業所以外の営業所について登録業者である旨の表示を行うことはできません。

登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（以下「物的要件」という。）、事業に従事する者の資格に関する基準（以下「人的要件」という。）及びその他の事項に関する基準（以下「その他の要件」という。）に大別されます。

様式（細則）及び添付書類

作成様式及び添付書類		業種							
		建築物清掃業	建築物空気環境測定業	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物飲料水水質検査業	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物排水管用清掃業	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物環境衛生総合管理業
様式	① 様式第4号 登録申請書							○	
	② 様式第5号 設備・機器名簿							○	
	③ 様式第6号 監督者等名簿							○	
	④ 様式第7号 研修実施状況（計画）報告書 ※厚生労働大臣の登録を受けた機関が発行する証明書がある場合は作成不要です。	○	/	○	/	○	○	○	○
	⑤ 様式第8号 作業実施方法等報告書							○	
添付書類	⑪ 申請者が法人であるときは登記事項証明書 申請者が個人であるときは住民票の写し ※直近の内容で3ヶ月以内に発行されたものをご用意下さい。 また、申請者が公益法人、事業協同組合の場合には定款又は寄付行為の写しも必要です。 ※定款又は寄付行為の写しは、「原本と相違ない」を書き添え、日付、申請者名を記入したものをご用意下さい。							○	
	⑫ 営業所の所在地を示す地図（任意様式）							○	
	⑬ 設備・機器の写真（任意様式）							○	
	⑭ 検査室の概要を記した図面（任意様式） ・平面配置図	/	/	/	○	/	/	/	
	⑮ 保管庫の概要を記した図面及び写真（任意様式） ・保管庫の位置図、機器収納図、施錠確認写真	/	/	/	○	○	○	/	
	⑯ 浮遊粉じん測定器較正済証の写し ※初回登録の場合には、直近1年分の較正済証を、2回目以降の更新登録申請の場合には6年間分の較正済証をご用意下さい。	/	○	/	/	/	/	○	
	⑰ 監督者等有資格者であることを証する書類							○	
	⑱ 自主研修の場合は指導員の資格を証する書類	○	/	○	/	○	○	○	

注) ④、⑪、⑯、⑰、⑱について：

可能であれば原本提出をして頂きますが、返却をご希望の場合には書類申請時に原本をご持参いただければ、原本を保健所でコピーを取り、原本確認とさせていただきます。

なお、原本を事務所外へ持ち出しできない等の理由で保健所へ持参できない場合には、原本のコピーに「原本と相違ない」を書き添え、日付、申請者名を記入の上、申請者印（法人では法人印）を押印したものをご用意下さい。

4 登録手続きの流れ

1. 登録手続きの手順

相 談	・新規登録やご不明な点をご相談下さい。
申 請	・様式及び添付書類を準備します。 (様式は市ホームページでダウンロードできます。)
申請受理	・保健所の窓口へ書類申請をします。 ・同時に登録申請手数料を納付いただきます。
書類審査	・申請書類に不備があったときには追加書類の提出をしていただく場合があります。
現地調査	・機械器具等が規定どおり備わっているか現地調査にて確認いたします。
登 録	・登録台帳に記録します。
登録証明書交付	・登録証明書を交付します。

2. 提出部数 1部
※控えを作成されることをお勧めいたします。
3. 対象営業所 宮崎市内に存在する営業所
4. 相談・提出先 宮崎市保健所 保健衛生課
5. 受付時期 受付期間を特に定めておりませんが、現地調査日程の都合上、新規登録の場合は登録予定時期の1ヶ月前を、登録更新の場合には期間満了日の1ヶ月前を目安に申請を行うようにして下さい。
6. 登録有効期間 6年間
7. 登録申請手数料 この手引き4ページ「5 登録申請手数料」のとおりです。
8. 書類の作成方法 この手引きと同じホームページ上に掲載している「登録申請書の記載例及びチェック項目」や厚生労働省の関係ホームページ等を参考に登録申請書を作成して下さい。

5 登録申請手数料

宮崎市手数料条例（平成12年3月28日、条例第28号）による登録申請手数料は次のとおりです。
（平成25年4月1日現在）

別表	手数料の名称	1件につきの登録手数料
18 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づく事務	建築物清掃業登録申請手数料	35,000円
	建築物空気環境測定業登録申請手数料	35,000円
	建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請手数料	35,000円
	建築物飲料水水質検査業登録申請手数料	35,000円
	建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請手数料	35,000円
	建築物排水管清掃業登録申請手数料	35,000円
	建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請手数料	35,000円
	建築物環境衛生総合管理業登録申請手数料	45,000円

6 登録の表示

1. 登録の表示（法第12条の3）

登録を受けた者は、登録に係る営業所について、登録業者である旨の次の表示ができます。

業種	表示の内容
建築物清掃業	登録建築物清掃業
建築物空気環境測定業	登録建築物空気環境測定業
建築物空気調和用ダクト清掃業	登録建築物空気調和用ダクト清掃業
建築物飲料水水質検査業	登録建築物飲料水水質検査業
建築物飲料水貯水槽清掃業	登録飲料水貯水槽清掃業
建築物排水管清掃業	登録建築物排水管清掃業
建築物ねずみ昆虫等防除業	登録建築物ねずみ昆虫等防除業
建築物環境衛生総合管理業	登録建築物環境衛生総合管理業

※登録を受けた者以外の者が、登録を受けた旨の表示をすることはできません。

2. 登録証明書の登録番号表示の内容

例) 宮崎県 29 清 第1号

① ② ③ ④

- ① 初回登録申請が平成25年3月31日以前の宮崎県の業務所管で登録されたことを表します。
（平成25年4月1日以後、宮崎市内の営業所による新規登録は宮崎市保健所所管）
※切れ目なく6年ごとの登録更新申請をしている場合には①、④を引き継ぎます。
※有効期間満了後の登録更新は新規登録扱いとなり、④も変更となりますのでご注意ください。
※宮崎市内の営業所が新規登録した場合、①は「宮崎県 宮市保」となります。
- ② 登録有効期間の開始した年を表します。（登録更新の場合は、更新した有効期間開始の年です。）
- ③ 業種を表します。
清：建築物清掃業 空：建築物空気環境測定業 ダ：建築物空気調和用ダクト清掃業
水：建築物飲料水水質検査業 貯：建築物飲料水貯水槽清掃業 排：建築物排水管清掃業
ね：建築物ねずみ昆虫等防除業 総：建築物環境衛生総合管理業
- ④ 番号（各業種ごとの登録の順に付番されます）。

7 変更の届出等（規則第33条）

登録を受けた者は、登録事項に変更を生じたとき、また、登録に係る事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を宮崎市長に届出をする必要があります。

1. 様式（細則）及び添付書類

ア. 登録事項変更：様式第9号 登録事項変更届

様式第4号（申請者や営業所等）、様式第5号（設備機器等）、様式第6号（監督者等）、様式第8号（作業実施方法等）の内容について変更が生じたとき。

・この場合、様式第9号に併せ、様式第5号、様式第6号、様式第8号で内容が変更となっている様式と添付書類を届け出て下さい。

・添付書類の作成については、この手引き2ページ「3 登録の申請」の「1. 様式（細則）及び添付書類」、「注）④、⑪、⑯、⑰、⑱について」及び別紙「変更届及び廃止届の記載例及びチェック項目」を参考にして下さい。

・変更内容（申請者の個人から法人への変更、営業所所在地変更を含む複数事項変更等の場合）によっては新規登録申請となることや現地調査を伴う場合がありますので、事前にご相談下さい。

イ. 廃止：様式第10号 事業廃止届 登録に係る事業を廃止したとき。

2. 提出部数 1部
※控えを作成されることをお勧めいたします。

3. 対象営業所 宮崎市内に存在する営業所

4. 相談・提出先 宮崎市保健所 保健衛生課

5. 届出時期 変更又は廃止が発生した日から30日以内に届出

6. 手数料 無料

8 登録の取消し（法第12条の4）

登録営業所が登録基準に適合しなくなったときは、その登録を取り消すことがあります。

9 報告、検査等（法第12条の5）

市長は、必要があると認めるときには登録業者に対し、その業務に関して必要な報告を求めます。また、登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問ができます。

関連法規及び基準等とホームページアドレス

○ 厚生労働省

- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
(昭和 45 年 4 月 14 日 法律第 20 号)
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則
(昭和 46 年 1 月 21 日 厚生省令第 2 号)
- ・ 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準
(平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 117 号)
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について
(平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省健康局生活衛生課長通知健衛発第 0326001 号)
- ・ 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準
(平成 15 年 3 月 25 日 厚生労働省告示第 119 号)
- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について
(平成 25 年 1 月 21 日 厚生労働省健康局生活衛生課長通知健衛発 0121 号第 1)

厚生労働省ホームページ

アドレス：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132645.html>

または、

厚生労働省ホームページより、
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 生活衛生 >
生活衛生対策 > 建築物衛生のページ

※なお、基準等の通知については、以下のホームページで検索をして下さい。

厚生労働省法令等データベースサービス
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

○ 宮崎市

- ・ 宮崎市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
(平成 25 年 3 月 29 日規則第 50 号)

※宮崎市の条例については、宮崎市例規集で検索をして下さい。

宮崎市例規集

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/gyousei/html/reiki/reiki.html>

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の手引き

平成 30 年 4 月 初版

令和 4 年 4 月 改正

宮崎市役所 健康管理部 (宮崎市保健所)

保健衛生課 生活衛生係

〒880-2114 宮崎県宮崎市宮崎駅東 1 丁目 6 番地 2

TEL:0985-29-5283

FAX:0985-61-1210

e-mail: 10eisei@city.miyazaki.miyazaki.jp